

## 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会(以下「本会」という)がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定める。

### (広告の種類及び範囲)

**第2条** ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、市民生活に密着した公共性・中立性のあるもので、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 本会ホームページとしての公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に関するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他本会ホームページに掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

### (広告の掲載順位)

**第3条** 掲載する広告の種類及び順位は、次の通りとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれに類するもの
- (2) 本会会員であるもの
- (3) 私企業及び自営業のうち市内に事業所等を有するもの
- (4) その他、掲載する広告として適当であると会長が認めるもの

### (広告掲載の位置)

**第4条** 広告の掲載位置は、本会が指定した場所とする。

### (広告の規格及び掲載料)

**第5条** 広告の規格及び掲載料は次の通りとする。

規格(1 枠)	縦	60ピクセル
	横	150ピクセル
		4Kバイト以内
		GIF形式

掲載料金	1 枠	15,000円(1か月)
------	-----	--------------

但し、6か月継続掲載の場合、1か月、12,000円

### (広告の掲載期間)

**第6条** 広告の掲載期間は、原則として1か月単位とし、契約期間は6か月以内とする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 会長は、広告掲載希望者を社協だより及びホームページで公募する他、第3条に該当する団体等に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申し込みが当該広告掲載件数を越えた場合は、抽選とする。

2 前項の規定に基づき、広告の掲載決定をしたときは広告掲載決定通知書(様式第2号)により、また、掲載できないと決定したときは広告掲載不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は本会の指定する期日までに、第5条に定める広告掲載料を月払いまたは一括して納入するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第11条 すでに納められた広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたときは、その一部または全部を還付する。

2 広告の掲載期間中、本会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その時間に応じ次の通り広告料を還付する。ただし、定期的なメンテナンスは除く。

閉鎖した時間	還付する金額
3時間以上24時間以内	700円
24時間以上48時間以内	1,400円
以降24時間ごと	700円

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 会長は、ホームページの更新に支障があるとき、または、会長が特に必要であると認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(委任)

**第14条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この要領は平成20年5月1日から施行する。